

事 業 委 員 会

平成 2 7 年 6 月 1 2 日 (金)

事業委員会

日 時 平成27年6月12日（金）午前10時00分開会—午前10時48分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 和田委員長、竹原副委員長、辻下、松尾、反保、奥野、出口、小川
道工議長

欠席委員 なし

傍聴議員 坂原、中原、田島

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長
木下都市整備部長、保井まちづくり戦略室長
古谷総務部長、四至本財政改革部長
鶴久森水道事業理事、岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
家永都市整備部理事兼道の駅建築総括
早野都市整備部理事、河合都市整備部理事兼産業振興課長
西企画政策監、多賀井都市整備部二国推進課長
中谷都市整備部土木下水道課長、吉田都市整備部観光交流課長
奥都市整備部建築課長、坂元都市整備部二国推進課参事
寺田企画政策担当課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

和田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者については全員出席です。定足数に達しておりますので本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードにお願いします。理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願いします。

6月10日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案1件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。また、私が質疑、討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑、討論することをご了解願います。

議案第46号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題といたします。

本件について担当課から説明を求めます。河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 では、平成27年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、当委員会に付託された案件につきましてご説明させていただきます。まずは1ページの歳入について説明いたします。

20諸収入、3雑入、市民農園利用料金といたしまして9万円を補正計上するものでございます。内容としましては、深日の緑ヶ丘の田畑を耕作している地権者からお借りして、市民農園を開園し、その利用者から徴収する利用料金であります。周知については岬だより6月号にて一般公募しており、7月開園に向けて準備を進めているところであります。用意できる区画数は約40区画の予定であり、1区画当たり約30平米で、年間3,000円の利用料金であります。

今年度につきましては7月開園となりますので、9カ月分の1区画当たり年間の利用料金は2,250円であります。当委員会付託分として、計9万円を補正計上するものであります。

続きましては歳出について説明します。資料の2ページをご参照ください。

6農林水産業費、1農業費、農業総務費で9万円を補正計上するものであります。

これは歳入でご説明したとおり、市民農園を開設するための必要経費であります。開設場所については3ページをご参照ください。

緑ヶ丘郵便局より山側に約500メートルほどいった田畑であります。今回の市民農園開設については、特定農地貸付法により岬町が事業主体となり、農業委員会の承認を受け、農地を利用者にお貸しするものであります。9万円の内訳として消耗品として、イノシシの電気式防護柵の設置費用として4万3,000円、設置予定の簡易トイレのし尿くみ取り費として2万7,000円であります。

今回の市民農園開園に協力いただける農地所有者の方は、賃借料は要らないとのことですが、借地料として固定資産税相当額として2万円を借地料としてお支払いするものであります。今回はこのように市民農園を開設し、休耕地対策としてまた坊ノ山で耕作されていた方にも利用していただけたらよいと考えております。

続きまして、6農林水産業費、1農業費、農林施設改良事業費で50万円を補正計上するものであります。工事箇所につきましては、4ページをご参照ください。

事業内容としましては、多奈川谷川の中ノ峠自治区内にある峠池の応急対策工事であります。池の堤体の横に民地があり、その堤体を池の水が侵食し、侵食が民地まで及んでおり、その上に納屋が建っておりまして、いつ倒れてもおかしくない状況でありますので、緊急にコンクリート土のう等による応急対策工事などをするものであります。当委員会付託分として、約計59万円を補正計上するものであります。

和田委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。反保委員。

反保委員 この市民農園の件でちょっとお聞きしたいと思います。この緑ヶ丘の西地区にある市民農園の現地と書いているところ、表示されているところは、イノシシが非常に多く出るからなかなか作物がとられてしまうからということ、諦めて今農作されていない場所だとお聞きしていますけど、こういう農園で住民の方に貸す場合にはそういうイノシシからの防御とか、そういったことまでされた中でお貸しするのですか。それとも借りた方が対応をとるとか、どのような形になるのでしょうか、対策として。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 先ほどちょっと説明しましたが、確かにこの地区はイノシシが頻繁に出るとは聞いております。それでイノシシの電気式防護柵を設置する予定であります。

和田委員長 反保委員。

反保委員 それをお聞きただけで対応策をとった中でお貸しするのか、それとも借りた方が防御するのか、その辺をただ質問をさせてもらいましたのでそれで結構でございます。

和田委員長 ほかに質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 3点お聞きします。1ページの市民農園の件でございます。これは当然作物をつくらねば水が必要になってまいります。ここは南池の水利組合が管理されていますが、その辺の南池の水利組合との水の利用に関してちゃんと了解をとっているのかどうか、それが1点と、当然この40区画を岬町のほうから全域で公募されると思いますが、それは当然この地区は緑ヶ丘1丁会の上にありますので、皆さん車で多分耕作に来られるのではないかとということで、その周辺はほとんどその地区の方々が駐車お断りしますという看板を置いております。そういう中で、ある地区の方からこういうことで公募しているけれども、駐車場のほうの段取りはどないなってるんやということをおある一町民から話がありました。

それともう1点、今イノシシのことを反保委員から話があったようですけど、これも当然きちんとイノシシの電線を張れば十分中に入ることはございません。そういう中でもう少しあと1丁会から上に上がるところの市民農園のほうまでの道の段取り方、それは十分に軽自動車でも入れると思いますけれども、その辺もどういように管理されるのかどうか。その3点をお聞きしたいと思います。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 産業振興課の河合です。まず1点目の水の件でありますけども、先ほど出口委員よりおっしゃられたとおり、ここは南池土地改良区域でありまして、南池土地改良区さんと協議をしております、了解を得て南池土地改良区の水をひくことになっております。

続きまして車の件につきましては、広報誌では駐車場はないので乗り入れはだめですということを書かせていただいております。しかし、どうしても車でないとだめだという方については、役場のほうで駐車していただくこととなります。ちなみに役場から開設する市民農園までは徒歩で約15分くらいだと思います。

最後、先ほど車の乗り入れですけど、市民農園の中には駐車スペースはございません。軽四1台は通れますけども、回転場所が少しありますけども、基本的には乗り入れは禁止でございます。

和田委員長 出口委員。

出口委員 だから今その話にあったように、実際に駐車場は役場の駐車場を利用しますという形の中で、実際にそれが可能かどうか。1回は徒歩で行くけども、いろんな肥料とか、農作業の耕具とかそういうものがあって、実際に役場からそれを持ってどのような形で何年間か知りませんが対応できますかということなんですわ。

それともう1点、水利組合とはきちんと話し合いはできているけども、年間に対して水利組合のほうに水のお金は払うのかどうか、その辺を確認したいと思って今聞かせてもらったんですが。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 その辺については水利組合と話しまして、無料でいいですよという回答は得ております。それと車の乗り入れですけど、確かに耕具を持って役場からとぼとぼ歩いていくのも大変なんで、一応近くまで軽四1台くらいは入るスペースの道がありますので、そこで耕具をおろしていただいて、またご苦労ですけど役場のほうに持っていただくということになると思います。

和田委員長 出口委員。

出口委員 それをもう7月からオープンするという予定になっているけれども、住民の方々が多分その付近に駐車されると、非常に迷惑をこうむるということでクレームがもう出ておりますよ。それをどう対策をとるかということを知りたいんですよ。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 貸付規定の中には、不法駐車や近隣の住民に迷惑をかけることとありますので、そのルールを守っていただきますようになります。しかし、そのルールを守らない方については、その利用者に納得いただくよう十分協議していく所存であります。

和田委員長 出口委員、もういいですか。ほかにございませんか。奥野委員。

奥野委員 近くでこういうように耕作できる場所があって、住民の皆さんには喜んでいただけるとは思うんですけども、これは私も南池土地改良区の組合員で同じ組合員の方からなんですけど、耕作者と所有者の方が違うんですけど、契約的には所有者の方と契約されたのかという1点目と、し尿くみ取り料として2万7,000円上がってますけど、その簡易のレンタルトイレを設置されるのかどうか、このくみ取り料だけ上がってますけど、し尿のくみ取りがあるので当然トイレがあるものかと、その辺の費用的なことも載ってないのでお願いします。

それとこの40区画線引きというか、区画割りというのはどちらのほうでどう対処して線引きをするのかということですね。

それと今後こういう形で、この前の一般質問で松尾委員からもいろいろ休耕地対策のことで質問もございましたが、こういう形でほかの地区でもあれば同じような対策でまたされるのかどうか、その辺お願いいたします。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 当然大勢の方が来られると思いますので、やっぱりトイレ設置をレンタルですることになっております。

それと40区画の区画割りについては、当町で早急に区画割りをする予定になっております。

他の市民農園の将来にわたり開設予定についてなんですけども、開設予定は淡輪地区に開設する方向で今、調査しているところであります。

契約については、今回の市民農園の開設については特定農地貸付法で開園し、町が事業主体となって、町が借り主と契約して、町が利用者と請負契約するようになっております。

和田委員長 奥野委員。

奥野委員 貸し手のほうの所有者の名義の方と、今耕作されている方と、ご兄弟ですけれど、所有者の方と契約したのかどうかの確認をしたい点と、今簡易トイレのレンタル料的なものも必要ではないのかということの質問も言いましたので、その使用料がいるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 都市整備部の木下です。契約させていただくのは、土地の所有者の方と契約させていただいた状況となっております。

あと、トイレの設置につきましては本年度の予算で、先行して注文して、時間も少しかかるものですから、本年度予算の中で対応させていただいているものでございます。

和田委員長 奥野委員、いいですか。ほかに質問ございませんか。出口委員。

出口委員 もう1点、2ページの峠池の応急対策工事ですけれども、これほかに町の所有とかいう、登記されている町の管理の池は岬町に何か所あるのか。そしてまた私的な持ち池もあると思うんですけど、その辺の線引きをどこまでどういうようにされているのか、その辺をちょっと先にお聞きしたいと思います。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 ため池は確か全体で98カ所あるんですけども、そのうち町の所有、個人所有というのが今ちょっと手元に資料がございませんので、また後日報告させていただきます。

和田委員長 出口委員。

出口委員 実はこの4月の末に多奈川のある地区の住民の方から、町道が陥没している関係で、池の水がある一定の水位しか保たれないんだという形で陳情がございました。そしてそれを私も役場の職員も立ち会いをさせていただいたら、これは私的なものであるということで、役場のほうから回答があったようには聞いておりますけれども、その中でそのちょうど池を挟んでL字型にその町道が入っております。そのときに、多分この町道の陥没が原因で池の水位が保たれないということで、そういうことで回答があったように陳情者の方から話がございました。その辺のことは多分、部長も耳にしておりますか。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 そういうご要望があって、対応について現地のほうへ担当者が出向いてその方とお話させていただいているのを聞いています。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 1点、今委員おっしゃられた池というのは、多奈川のほうの件ですか。その件につきましては、十数年前から池の所有者の方から、池の中の石積みが破損しているのです、その影響で道の反対側の水路に水が出るということを地元のほうから要望がありまして、その池の所有者の方と話しまして、池の中の石積みが劣化しているのです、その石積みの補修方法について、十数年前にその方とお話しした記憶があります。

それで数か月前に再度その方から池を隔てて町道のほうに空洞があり、池の水位がある程度しかたまらないのではないかと、今委員おっしゃられるような要望が担当のほうにありまして、担当も現地のほうへ行きまして、その方に先ほどの私が申しあげたような説明をさせていただいていると思います。

和田委員長 出口委員。

出口委員 おっしゃるとおりで、十数年前に石積みがそこから多分漏れるだろうということは、私も陳情者から聞いております。そのときには町のほうで町道のほうに不備があるのではないかとということで、コンクリを打っていただきましたね。

その後、そのコンクリを打った部分の町道ではなくしてピアツアの裏から入って山道を通ってきますと、町道がずっと入ってきますねんけど、その町道が非常にコンクリ舗装

も陥没しておりますわ。それも区長のほうからそういう要望書が確か5月の連休明けに出てるんじゃないかなと思うんですが、その辺の結果の報告というのはどうなっていますか。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 先ほどの、今おっしゃられました委員の結果につきましては、現場を見に行った担当の者から私のほうには池の中の石積みが原因ということで聞いております。

和田委員長 出口委員。

出口委員 それはもう確認しております。それじゃなくて、もう一度相対するL字型の直線のほうの町道が大分陥没しているので、そこを一度確認してもらいたいということで区長から要望書が出ていますわ。それを聞きたいんですわ、回答をね。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 私、再度今になってですけども現地へ確認にいきまして、その辺の対応を考えたいと思います。要望書はいただいております。

和田委員長 出口委員。

出口委員 本人も個人池のっていうことは本人も了解していますわ。ただ個人池であっても町道が陥没しているので、その池が水が漏れているのではないかという形で、町道のほうの一度検査をしていただきたいという要望書が出ているのと同時に、舗装もやっていただきたいというのが区長から出ているはずですので、もう一度確認をお願いしときます。

和田委員長 中谷課長。

中谷都市整備部土木下水道課長 先ほどの件につきまして、私のほうで現地確認して対応してまいります。

和田委員長 出口委員、いいですか。田代町長。

田代町長 峠池の件については、十分説明ができていないように私は思うので改めて説明しますが、私も現地に行ってます。峠池は府道の橋がかかっているその両側の石積みはかなり下がってしまって、そこから水が漏れており、堤がつぶれていっているのと違うかというようなことを峠の区長から話がありました。それは今後大阪府との調整し、町で検討する課題です。池の水位をある一定まで下げております。

ところが、池の奥で藪上さんとの境界のところ陥没してるんですね。それは長年をかけて池の堤が壊れてきて、そこへ大きな松の木が倒れたということで、根こそぎ倒れてま

すので、藪上さんのそのまま放つといたら倉庫が倒壊する可能性があるので、まずコンクリートの土のうを応急的に積もうというのがこの50万円の中の予算であります。

この予算の中に一部、樋のハンドルの補修が入っていることは間違いありませんけど、今回は緊急の措置として、その堤をとにかくこれ以上壊れないようにしようということでやっていますので、最終的にはそこの補修とか、手前の大きなその擁壁が下がってる部分、これは車の量が多くて道路が下がったものか、それとも池の地盤が下がったのかそれを確認しないと、水が漏れてるんですね。南條さんのところの法面まで下がっていつてます。今回は藪上さんのところの補強工事ということで挙げております。

和田委員長 今の件は出口委員が言っているのとちょっと違うことになると思うんですけど、とりあえず池のところのあれは町長が言ったように補強する必要があるということですか。出口委員、いいですか。

出口委員 今の峠のほうは町長からよく説明していただいて、これはもう当然理解もしておりますし、もう1件はこれは余りこの席でどうかと思うんですけども、町長も議員時代に入ったところですね。それはまた確認してもらったら結構です。

和田委員長 ほかにございませんか。松尾委員。

松尾委員 少し戻って貸し市民農園のことなんですけれども、私も実施団体として今借りていただいているんですけども、そこで運営者と利用者との間で賃貸契約ということで結ばせてもらってるんです。その中で禁止事項っていうのを設けていまして、我々も結構厳しく近隣の方の迷惑にならないようにということで、今設けさせてもらっているんです。そのあたり、禁止事項設けられているのか、例えば禁止事項でもしそれをやられた場合にどうなるのかとか、あとやられて発見された場合は契約破棄になるのかとか、そういったところのことを設けられているかどうか、もし設けられた場合、今わかっているところがあれば規定を聞かせていただければと思っています。お願いします。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 当町のほうとしても、貸し付け規定は設けております。そこで禁止事項として、先ほど言いましたように営利を目的とする作物は栽培することはしてはならない。貸し付け農地を第三者に転貸することはならない。不法駐車は近隣の住民に迷惑をかけること。共用部分や周辺通路等へのごみを放置することとか、ゴルフクラブ等の本来農業用資材でないものを資材として利用することとか、周辺の田畑に立ち入らないこととか、禁止事項は一応15設けております。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 その禁止事項をもし守らなかったら何か罰則とかがあっていうのはあるのですか。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 当然どういうものにもよりますけれども、その利用者と協議をして、それで納得してもらえなければ契約破棄になると思います。

和田委員長 いいですか。ほかにございせんか。出口委員。

出口委員 今の河合理事の規約の中で、ちょっと私理解できないのが営業目的で作物を耕作しないという言い方をされましたけれども、よく道の駅のときには皆さんに耕作していただいて、そして、この市民農園の方でもやっぱり少しでも利益になればということで、そのために耕作してもらうんだという話をされているのに、言ってることがそのときそのときばかりの話でどれが本当やねん。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 特定農地貸付法によりますと、営利を目的とした作物は栽培しないこととなっております。

和田委員長 松尾委員。

松尾委員 私そのあたり知ってまして、この間の一般質問でできるだけまちが運営をするというのではなくて、できるだけ市民が農業をしたりとか、そういう趣味を超した仕事としてやっていきたいというところを伸ばしてあげるのが本筋ではないかということを一一般質問でさせていただきました。その趣旨というのが多分本当に市民農園ではそういう販売はできないことになっていますので、私はできればまちは農地がここにありますから、借りたい人はその人とマッチングしますというようなサービスを普及していただきたいと、こう申し上げたので、できる限りまちが市民農園を開設するというよりも、農地を提供というか、開示して、マッチングをするサービスを行っていただきたいと切に願っております。

和田委員長 河合理事、答弁ありますか。松尾委員、いいですか。竹原副委員長。

竹原副委員長 先ほどの流れの市民農園の話なんですけども、何個か確認させていただきたいと思えます。利用料金、今年度に限っては7月から年度末までの分とお聞きしておりますが、この料金は先払いであるのかどうかというのを確認させていただきたいと思えます。

それとこの料金、年間3,000円ということで、淡輪の料金と合わせているということだとは思いますが、また先ほどの奥野委員からの質問の中で新たな貸し農園というのを淡輪地区で検討しているという答弁がありました。これは基本的に岬町がする貸し農

園は3,000円であるというように決めて取りかかれるのであるのか、またその場所によって金額を変えていると思われるのであるのか方針を聞きたいと思うのと、また淡輪地区というところで、以前町長のほうから道の駅付近のところで大規模な貸し農園をしたいという話をお聞きしたような気もするので、そこに貸し農園を準備する予定であるのか、その3点お願いしたいと思います。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 利用料金について先払いかどうかなんですけども、これは申込時のときに利用料金を受けますので先払いであります。2点目の場所によって3,000円、今回も一応年間3,000円ということになっております。しかし新たにつくる道の駅については、3,000円で決め打ちではなく、今後その場所によって金額を検討していきたいと思っております。

先ほど言いました淡輪地区と言いましたけど、先ほど竹原副委員長がおっしゃったとおり、これは淡輪地区の道の駅の付近で、今、本格的な市民農園を開設する予定で今調査、検討中であります。

和田委員長 出口委員。

出口委員 今、河合理事のほうからいろいろ今後の方針もある程度聞かせてもらったけど、また淡輪のほうでも市民農園を開設すると今聞きましたけど、実際に産業課がまたこれを担当するんやろう。だからその辺で、実際今でも手詰まりの状態、そこまで実際それだけの処理能力があるわけか原課で。それを確認したいわ。いつもいろんなことでいろんなクレームで、原課のほうへ入らんで、我々議員にもこういうことでこういう話持っていても返事もないわ、何もないわと、実際にそれだけ原課のほうで仕事回っているのかという話も何件も聞きますよ。実際その辺、なるほど構想はいいけども、ちゃんと後ろについていく人間がそろっているのかどうか、その辺はどうですか。

和田委員長 河合理事。

河合都市整備部理事兼産業振興課長 この産業振興課に限らず、当町としては精いっぱいこの人数でやっているところでもありますけども、この人数で精いっぱいやっているところでしか申し上げようがございません。

和田委員長 出口委員。

出口委員 当然、河合理事の原課のもと木下部長が一番のトップであると、私は捉まえておるんやけども、その部長がちゃんとその原課の仕事の容量とかを全部把握されているのかどう

か。

和田委員長 木下部長。

木下都市整備部長 基本的に委員ご指摘のように私が都市整備部を把握して、業務を執行し、今日々頑張っているんですけど、先ほどご質問のありました産業振興課の業務量の状況をご心配いただいて、処理能力がどうかというお話があるんですが、ご指摘のように厳しい状況ではあるのですが、都市整備部として全体の状況を把握しながら、部内での対応について今後検討してまいります。できるだけ住民等に迷惑をかけないように対応したいと考えますので、よろしくをお願いします。

和田委員長 田代町長。

田代町長 ちょっと補足説明をさせていただきます。先ほど道の駅の前の農業公園の問題ですけど、これは当初から議会の皆さんにも私の考え方を申し上げたと思うんですが、あくまで今市民農園云々とかいろんなご意見を頂戴してはいますが、要は休耕田対策を何とかしなきゃいかん、議会もしろということでお叱りを受けている。

最終的には道の駅に来ていただくお客さんが、海を眺めながら、またはそういう農業公園を見ながら、そこで一度岬町に住んでみたいなのということは、借家と休耕田をこれとともにセットで考える方法もいろいろあると思うんですけども、要は地権者の調査を今スタートして、ある一定のめどはついていきます。これから正式に農業委員会の方と、農業委員長との調整もして、それであそこに大々的な農業公園、市民農園、どちらにせよ何にせよ大きな休耕田を利用した、そういった市民農園をやっていききたいというにはわかりございません。

ただ時期的に地権者のことがありますので、ほとんど真ん中でだめだと言われたらこれは困りますので、できるだけ全体の地権者の了解が得た時点で、また議会のほうにお示ししたいとこのように思っています。

それから、先ほどの緑1丁会の市民農園の件ですけども、いろいろご指摘はよくわかるんですけども、いかに休耕田、休耕地を利用するかということに行政は一生懸命になっているわけなんです。地権者の方も無料で貸そうと。場合によっては40区画耕作してつくる、各区画をいくつつくってもいいよと言うくらい地権者の方が町に協力していただくということについては、私はこれは例えば生産目的でないというのは、それは方法を変えたらいいわけで、今言っているように例えば道の駅に出したいんやと言われれば契約の条項をうまく変えろとか、いくらでも方法あると思うんです。とりあえず今は地権者と契約

をかわし、またそういう耕作者からかわすということを今やっている段階ですので、なぜ7月かといいますのは、坊ノ山の方も市民農園に入りたいという方もあるんですよ。だからそれをなるべく早く今までつくっていたのを中止して、耕作をやめてくれと言ってやめられているわけですから、こういった対策もその中に含んで考えているということも理解をしていただきたいと思います。

和田委員長 いいですか。ほかにございませんか。竹原副委員長。

竹原副委員長 先ほど町長のほうから休耕田対策ということでお話をいただきましたけれども、やはり上位法というのが土地貸し付けの法律の中で、利益を生む作物を育てたものを売ってはいけないというところは矛盾しているところだと思いますので、それをクリアできる方法を至急考えていただいて、つくった方が販売できるような対策を整えていただきたいと思います、これ要望です。よろしくお願いします。

和田委員長 他にございませんか。傍聴人から質疑言ってるんですけど。

和田委員長 委員、どうですか。今傍聴の方から。

(発言する者あり)

和田委員長 すみません、委員の方、だめだということになってますので、ご了解願います。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

和田委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。議案第46号、平成27年度岬町一般会計補正予算第1次の件のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

和田委員長 満場一致であります。よって議案第46号は本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案1件については全て議了しました。本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

(午前10時48分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年6月12日

岬町議会

委 員 長 和 田 勝 弘